

相模原市監査委員公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、教育局学校教育部の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年12月3日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

1 監査の期日

平成26年12月2日

2 監査の対象及び方法

この監査は、教育局学校教育部において、平成26年度（平成26年9月末日まで）、ただし、必要に応じて平成25年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 学校教育課

ア 各事業の旅費の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(2) 教職員課

ア 各事業の旅費の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(3) 相模川自然の村野外体験教室

ア 自然の村使用料及びふるさと自然体験教室使用料の収入に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

ウ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

(4) 青少年相談センター

ア 各事業の旅費の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

3 監査の結果

(1) 指摘事項

学校教育課の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、非常勤特別職職員の通勤等に要する費用に係る費用弁償において、次のような不適切な事例が見られた。

ア 通勤に要する費用について、交通用具を使用する場合は、通勤届に基づく使用距離に応じ、相模原市非常勤特別職職員の報酬等及び勤務条件に関する規則に定める額を支給すべきところ、通勤届とは異なる使用距離を用いて算定した金額を支給していた。また、交通

機関を利用する場合は、通勤に要する運賃の額に相当する額を支給すべきところ、運賃とは異なる金額を支給していた。

イ 出張に係る費用について、実際に出張した非常勤特別職職員へ支給すべきところ、誤って他の一般職の職員へ支給していた。

学校教育課の旅費の支給事務については、平成23年11月の定期監査においても、非常勤特別職職員の通勤に要する費用の算定誤りや、出張に係る費用について本来支給すべき対象者とは異なる者への支給が見られたことから、口頭により注意を行ったところ、厳粛に受け止め対策を講じる旨の回答を得ていた。しかしながら、今回の定期監査においても、同様の不適切な事例が見られたことは、遺憾と言わざるを得ない。

旅費支給事務に当たっては、早急に実効性のある再発防止のための必要な措置を講じるとともに、担当職員及び管理監督者の意識改革を図り、適正な事務の執行をされたい。

(2) 注意事項

ア 相模川自然の村野外体験教室の自然の村使用料及びふるさと自然体験教室使用料の収入に関する事務を調査したところ、現金で領収した自然の村使用料について、現金受払簿には収納及び金融機関への納付記録があるが、現金等を保管するための金庫を開閉する場合に開錠者や開錠時間、施錠時間等を記録している「金庫開閉確認表」には同日に金庫を開閉した記録がないため、金融機関に納付するまでの保管状況が確認できない事例が散見された。

今後は、領収した現金の安全性を確保するため、管理体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

イ 相模川自然の村野外体験教室の各事業の委託料の支出に関する事務、各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

(ア) 体験農園指導・管理委託他3件の契約において、契約書約款中、

引用している条項が誤っていた。

(イ) ふるさと自然体験教室総合管理業務委託において、仕様書で定めた従業員名簿が提出されていなかった。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、事務処理方法や確認体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

(3) 教育局学校教育部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。